

令和5年第1回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和5年1月5日（木曜日） 15時～16時15分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 松尾 孫重 4番 河野 周一 5番 吉良 勝彦 6番 波戸
崎 孝 7番 矢野 弥平 8番 谷川 享宏 9番 小野 隆壽 11番 竹中 裕子
12番 高嶋 千恵美 13番 塩月 吉伸 14番 三又 勝弘 16番 田原 俊秀 17
番 茅田 寿志

欠席委員：3番 山田 美之

事務局： 事務局長 橘 公展 総括主幹 岡田 崇 副主幹 東木原 一義 副主幹 天野 仁
事務員 児玉 真輝

農政課： 課長補佐兼総括主幹 首藤 和秀 事務員 木本 匠

議事日程

- 第1 欠席委員の報告
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 農地案件の件数ならびに面積総括表について
- 第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農政課）
②利用権設定の推進について（お願い）（農政課）
③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農政課）
④非農地証明願について

事務局長：それでは令和5年第1回佐伯市農業委員会を開催いたします。本日の欠席は3番 山田 美之委員、10番小野 美智子です。農業委員16名中本日の会議の現在の出席者は14名です。よって農業委員会会議規則第6条により会議が成立したことを報告します。また、農地利用最適化推進委員につきましては、コロナの関係で出席をご遠慮いただいております。次回から出席となっております。なお、先月の大分県知事許可案件につきましては、令和4年12月7日付けで6件となっておりますので報告します。それでは会長ご挨拶をお願いします。

会 長：（挨拶）

事務局長：農業委員会会議規則第4条により会長が議長になりますので、会長に議事進行の方をよろしくお願いします。

議 長：それでは議事進行を務めさせていただきます。それでは本日の議事録署名人を指名します。議事録の署名を9番小野 隆壽委員、11番 竹中 裕子委員にお願いします。議事に入ります前に事務局から議案の説明をお願いします。

事 務 局：それでは議案書の2ページをお開きください。本日の農地案件の件数及び面積につきまして説明いたします。農地法第3条、件数は3件、田が866㎡、畑が1,276㎡、合計面積2,142㎡。農地法第4条、件数は5件、田が2,868㎡、畑が3,447㎡、合計6,315㎡。農地法第5条、件数は9件、田が1,887.20㎡、畑が3,254㎡、合計5,141.20㎡。総数の合計件数が18件、合計面積が、田が5,621.20㎡、畑が7,977㎡、総合計面積が13,598.20㎡。以上を提案いたします。審議の程をお願いします。

議 長：ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。（ありません、の声あり）ないようですのでさっそく議事に入りたいと思います。それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議案審議いたします。3ページの1番から事務局の説明をお願いいたします。なお本日は担当推進委員が欠席のため事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事 務 局：申請地の位置につきましては、配布しています管内図と住宅地図をご参照ください。土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。3条の1番について説明します。住宅地図の冊子1ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と妻の2人で行うとのこと。農地取得後は野菜と茶を栽培するとのこと。取得後の耕作面積は3.53aとなり、農用地区域外農地の下限面積0.1a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の1番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら

挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないので取りまとめたいと思います。それでは3条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条の2番について説明をお願いします。

事務局：住宅地図の冊子2ページをご覧ください。今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と妻の2人で行うとのことです。農地取得後は、野菜の栽培及び一部農業用駐車場として利用するとのことです。取得後の耕作面積は5.29aとなり、農用地区域外農地の下限面積0.1a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。担当の推進員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の2番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないのでございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。それでは続きまして3条の3番についてですが、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：住宅地図の冊子3ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。譲受人は自己所有地で米や果樹を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と子の2人で行っているとのことです。農地取得後は果樹を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は141.37aとなり、農用地区域外農地の下限面積0.1a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。担当の推進員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の3番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないのでございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条の4番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：住宅地図の冊子4ページをご覧ください。今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人1人で行うとのことです。農地取得後は果樹を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は9.302aとなり、農用地区域外農地の下限面積0.1a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農

業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の4番について、これより意見を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りまともたいと思います。それでは3条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。以上で、農地法第3条の4件の審議を終わります。続きまして4ページの議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。4条の1番についてですが、これも先ほどと同じように、推進さん、出席しておりませんので、事務局のほう合わせて説明をお願いします。

事務局：4条の1番について説明いたします。お配りしている地図の5ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。植林としての用途による申請ですが、申請地は農地として耕作できなくなり、申請者の親が昭和54年3月頃に杉を植林し、その後、平成26年頃に伐採して、再度、杉を植林している状況です。そのため、今回始末書を添付しての追認申請となっております。新たに植林をすることはありませんので、周囲への被害はありません。水利権はありません。許可基準は運用通知第2-1-(1)-カー(イ)、第2種農地の許可要件「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合」に該当します。事務局の説明は以上です。担当の推進委員さんからは、本案件は、無断転用ですが、始末書も添付されており、現地に関しては問題ない旨の意見書をいただいております。事務局としても、無断転用については問題ですが、始末書からは、農地法に対する知識が不足しており、悪意がなかったことが確認でき、また、周囲への営農に支障をきたすことが予想されないことから、現地に関しては問題ないと考えられます。

議 長：事務局からの説明、また、担当推進委員さんからも追認案件で遺憾であるが始末書も添付されており、正規の手続きを行っておれば許可のできない農地ではないとの意見がございました。それでは、4条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもって、矢野さんかな。はいどうぞ。

7番委員：7番です。ちょっと事務局にお尋ねします。4条の議案で地番が〇〇〇〇-〇ですけど、これ鶏舎に突っ込んでるの。この地番は鶏舎の中に入っているの全然鶏舎とは別なんですよ。すぐ隣が鶏舎なんですよ。

事務局：はい。隣接地が鶏舎、登記地目上は山林なんですけども、鶏舎が建ってます。鶏舎はまた別の隣接地になりますので、入っておりません。

7番委員：鶏舎の手前で止まってる絵がこうなってるっていうだけなんですよ。

事務局：はい、そうです。

7 番委員：すいません、理解しました。鶏舎に突っ込んでるんだと思ってた。どうもすいません理解しました。

議 長：ほかに何かございますか。ないようでございますので、ここで意見を取りまとめ、振りまとめたいと思います。4 条の 1 番について、賛成、される方の挙手を求めたいと思います。（ありません、の声あり）なしとの意見でございますので取りまとめたいと思います。4 条の 1 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可相当とします。続きまして 4 条の 2 番について事務局説明お願いいたします。

事務局：4 条の 2 番について説明いたします。お配りしている地図の 6 ページをご覧ください。申請地は、農業振興地域内にある農用地区域内農地の田と畑です。農地造成としての用途による申請です。申請地は長年、耕作放棄地だったため、かさ上げを行い畑として利用する計画です。造成後はカボス、落花生などを作付けする計画です。申請地では、0.4m から 1.2m のかさ上げを行いますが、盛土高は接道面より低く、また、安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出・崩壊の恐れはないと思われます。水利権はありません。許可基準は、運用通知第 2-1-(1)-ア-イ-c-a)、農用地の許可基準の例外規定「一時的な利用に供するもの」に該当します。事務局の説明は以上です。担当の推進委員さんからは特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 4 条の 2 番について、これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見でございますので取りまとめたいと思います。4 条の 2 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）全員賛成ということで許可相当とします。続きまして 4 条の 3 番について事務局、説明をお願いします。

事務局：4 条の 3 番について説明いたします。お配りしている地図の 7 ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地の田です。農地造成としての用途による申請です。申請地北側の隣接する国道は河川増水時の浸水対策のため、かさ上げ工事が実施される予定です。そのため、申請地も同様に隣接河川からの浸水を防ぐため、かさ上げを行い畑として利用する計画です。造成後は露地野菜を作付けする計画です。申請地では、国道のかさ上げ工事の高さに合わせて、1.35m のかさ上げを行いますが、隣接する水路に対しては安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出・崩壊の恐れはないと思われます。直見水利組合から農地転用に伴う措置等について協議が整い、特に問題ない旨の意見書が添付されています。許可基準は、第 2 種農地の許可要件に該当します。事務局の説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。そ

れでは4条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）ないようにございますので取りまとめたいと思います。4条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可相当とします。続きまして4条の4番について、事務局説明をお願いします。

事務局：4条の4番について説明いたします。お配りしている地図の8ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内「準工業地域」の第3種農地の畑です。資材置場用地としての用途による申請です。申請人はトマトの栽培を行っており、栽培している近くに農業ハウス用資材スペースはあるものの、商品の出荷や作業スペースを考えると、なるべく普段使用しない資材は別の場所で保管したいため、申請地をトマトハウス用農業資材置場として利用する計画です。また、申請地は隣接所有農地に近く、将来農業ハウスを設置するのも都合が良く、保管場所として最適だと判断しました。なお、申請地は、申請人の親が、隣地が宅地造成した際に境界紛争を未然に防ぐためとして、平成17年に土地を分筆し、すぐに本件土地を整地し囲い隣地と区別して、その後、クラッシュランを敷いている状況です。そのため、今回申請人からの始末書が添付されています。申請地では、農業ハウス用資材、H鋼10本、ハウス用支柱、100本の資材置場を設けます。造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出・崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は、運用通知第2-1-(1)-エー(イ)、第3種農地の許可要件「第3種農地の転用は、許可をすることができる」に該当します。事務局の説明は以上です。担当の推進委員さんからは、本案件は、無断転用ですが、始末書も添付されており、現地に関しては問題ない旨の意見書をいただいています。事務局としても、無断転用については問題ですが、始末書からは、農地法に対する知識が不足しており、悪意がなかったことが確認でき、また、周囲への営農に支障をきたすことが予想されないことから、現地に関しては問題ないと思われます。以上です。

議長：事務局からの説明、また、担当推進委員さんからも追認案件で遺憾であるが始末書も添付されており、正規の手続きを行っておれば許可のできない農地ではないとの意見がございました。それでは4条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）ないようにございますので取りまとめたいと思います。4条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可相当とします。続きまして4条の5番について事務局説明をお願いします。

事務局：4条の5番について説明いたします。お配りしている地図の9ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。植林の用途による申請です。申請地は周辺の林地化に伴い、農地としての利用が困難になったため、申請者の親が昭和42年頃に申請地の一部に杉を植林し、その後、周辺の雑木とともに令和4年8月に伐採している状況です。今後は申請地全体に杉を462本植林する計画です。なお、申請地の一部は許可を得ずに昭和42年頃に杉を植林していたため、今回始末書を添付

しての追認申請となっております。申請地は山林に囲まれているため、日照・通風の影響はないものと考えられます。また、雨水は自然浸透する計画で現状と変わらず、盛り土や造成も行われなため、土砂流出の恐れはないと思われま。水利権はありません。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当しま。事務局の説明は以上です。担当の推進委員さんからは、本案件は、無断転用ですが、始末書も添付されており、現地に関しては問題ない旨の意見書をいただいています。事務局としても、無断転用については問題ですが、始末書からは、農地法に対する知識が不足しており、悪意がなかったことが確認でき、また、周囲への営農に支障をきたすことが予想されないことから、現地に関しては問題ないと思われま。以上です。

議 長：事務局からの説明、また、担当推進委員さんからも追認案件で遺憾であるが始末書も添付されており、正規の手続きを行っておれば許可のできない農地ではないとの意見がございました。それでは4条の5番について、これより意見等を求めたいと思いま。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）ないようございまるので取りまとめたいと思いま。4条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思いま。（挙手全員）全員賛成ということで許可相当としま。これで農地法第4条の5件の審議を終わります。続きまして5ページの議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたしま。5条の1番についてですが、事務局説明お願いします。

事務局：5条の1番について説明いたしま。地図の10ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内「準工業地域」の第3種農地の畑です。賃貸用住宅としての用途による申請です。譲受人が、2階建て3棟、全22戸の賃貸用住宅を建築しま。申請地では、2階建て3棟、合計建築面積677.83㎡の賃貸用住宅を建築しま。造成工事は盛土を行いまが、土留工事、コンクリートブロック積及び擁壁等を設置するため、土砂の流出・崩壊の恐れはないと思われま。また、汚水・雑排水は公共下水道に接続し、雨水は道路側溝に放流しま。なお、本申請は、景観法及び佐伯市景観条例の規定に基づく届出の適合通知を得る必要がありますが、当該行為の届出は適合と認められ、佐伯市都市計画課より適合通知済です。塩屋地区土地改良組合から農地転用に伴う措置等について協議が整い、同意する旨の意見書が添付されています。許可基準は、運用通知第2-1-(1)-エ-(イ)、第3種農地の許可要件「第3種農地の転用は、許可をすることができる」に該当しま。事務局の説明は以上です。担当の推進委員さんからは特に問題ない旨の意見書をいただいています。以上です。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の1番についてこれより意見等を求めたいと思いま。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思いま。5条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思いま。（挙手全員）全員賛成ということで許可相当としま。次に5条の2番について事務局説明お願いします。

事務局：5条の2番について説明いたしま。地図の11ページをご覧ください。申請地は、農業公共

投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。貸資材置場用地としての用途による申請です。譲受人の子会社の鉄鋼原料の資材置場は、コロナ禍での車の減産等によって、鉄鋼原料の輸出が減少しており、また、造船関係から排出される鉄鋼原料は無限に受け入れる必要があるため、在庫が増加し、既存資材置場が手狭となっている状況です。そのため、今回申請地を鉄鋼原料の資材置場及び車両置場として利用する計画です。なお、申請地周辺の住民に対しては、譲受人から事前に事業計画の説明を行い、理解を得ているとのことです。申請地では、鉄鋼原料（H形鋼、鉄板等）200tの資材置場及び8tトラック2台分の駐車スペースを設けます。造成工事は草刈り・伐根後の整地及び通路部分の砂利敷のため、土砂の流出・崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は運用通知第2-1-(1)-カー(イ)、第2種農地の許可要件「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合」に該当します。事務局の説明は以上です。担当の推進委員さんからは、近隣の土地所有者や、地元住民に周知の必要があると思われる。また、突然資材等が運び込まれると、驚くと思われる。と、意見書をいただいています。ですが、先ほどの事務局の説明にあったようにですね、申請周辺の住民に対しては、譲受人から、事前に事業計画の説明を行い、理解を得ているということを確認していますので、特に問題ない旨の意見書をいただいております。事務局の説明は以上です。

議 長：事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可相当とします。次に5条の3番について説明をお願いします。

事務局：5条の3番について説明いたします。地図の12ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。駐車場及び資材置場用地としての用途による申請です。譲受人の既存の資材置場は手狭となっており、申請地にコンクリートブロック、鋼製ボックスを仮置きし、また、運搬車両を作業ヤード内に仮置きしている状況です。よって、今回の申請により、申請地を運搬車両置場及び資材置場として利用する計画です。なお、申請地の一部は譲受人が許可を得ずに平成30年1月頃から資材置場、通路、進入路として利用しているため、今回始末書を添付しての追認申請となっております。申請地は、運搬車両3台分の駐車場、コンクリートブロック及び鋼製ボックスの資材置場、進入路、通路として利用します。造成工事については、一部整地のため、土砂の流出・崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然流下します。水利権はありません。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。事務局の説明は以上です。担当の推進委員さんからは、本案件は、無断転用ですが、始末書も添付されており、現地に関しては問題ない旨の意見書をいただいています。事務局としても、無断転用については問題ですが、始末書からは、農地法に対する知識が不足しており、悪意がなかったことが確認でき、また、周囲への営農に支障をきたすことが予想されないことから、現地に関しては問題ない

と思われます。以上です。

議 長：事務局からの説明、また、担当推進委員さんからも追認案件で遺憾であるが始末書も添付されており、正規の手続きを行っておれば許可のできない農地ではないとの意見がございました。それでは5条の3番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可相当とします。次に5条の4番についてですが、本日担当推進委員が欠席のため事務局より説明と推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事務局：5条の4番について説明いたします。地図の11ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。一般住宅としての用途による申請です。譲受人は結婚して家族が増えたことにより借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。申請地では、木造2階建て、建築面積98.95㎡の住宅を建築します。造成工事は盛土を行います。法面保護をするため、土砂の流出・崩壊の恐れはないと思われます。また、汚水処理及び生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は雨水と共に道路側溝に放流します。水利権はありません。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。事務局の説明は以上です。担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の4番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可相当とします。続きまして5条の5番について、事務局説明をお願いします。

事務局：5条の5番について説明いたします。地図の13ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内「第二種中高層住居専用地域」の第3種農地の畑です。宅地分譲用地としての用途による申請です。譲受人が2区画分の分譲地を造成します。申請地では、2区画分の分譲地を造成します。造成工事は整地を行い、コンクリートブロック擁壁を設置するため、土砂の流出・崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然流下します。水利権はありません。許可基準は、第3種農地の許可要件に該当します。事務局の説明は以上です。担当の推進委員さんからは、周囲は宅地化しており特に問題ない旨の意見書をいただいております。以上です。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の5番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思いま

す。（挙手全員）全員賛成ということで許可相当とします。続きまして5条の6番について事務局説明をお願いします。

事務局：5条の6番について説明いたします。地図の14ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内「第二種住居地域」の第3種農地の田です。一般住宅としての用途による申請です。譲受人は家族が増えたことにより借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。申請地では、木造平家建て、建築面積82.79㎡の住宅を建築します。造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出・崩壊の恐れはないと思われます。また、汚水処理及び生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は雨水と共に道路側溝に放流します。水利権はありません。許可基準は、第3種農地の許可要件に該当します。事務局の説明は以上です。担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。以上です。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の6番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可相当とします。次に5条の7番について、事務局説明をお願いします。

事務局：5条の7番について説明いたします。地図の15ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。一般住宅としての用途による申請です。譲受人は現在の借家が老朽化したため、また、子供の小学校が近い場所に住みたいため、新たに住宅を建築することになりました。申請地では、木造2階建て、建築面積66.24㎡の住宅を建築します。造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出・崩壊の恐れはないと思われます。また、汚水処理及び生活排水は農業集落排水に接続し、雨水は道路側溝に放流します。水利権はありません。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。事務局の説明は以上です。担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいております。以上です。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の7番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の7番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可相当とします。次に5条の8番について説明をお願いします。

事務局：5条の8番について説明いたします。地図の16ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内「第二種中高層住居専用地域」の第3種農地の田です。貸農業機械展示場用地としての用途による申請です。譲受人が代表を務める農機具販売店は、中古農機具の買取・販売を増やしたいが、在庫置場が狭く展示できない状況にあるため、販売店から県道を挟んで向か

いにある申請地を展示場として造成し、譲受人が代表を務める農機具販売店に農機具展示場として貸し付ける計画です。なお、申請地の一部は許可を得ずに隣接地のコンクリート舗装した通路として一体的に利用している状況です。そのため、今回譲渡人からの始末書が添付されています。申請地では、農業機械等 14 台分の展示スペースを設けます。造成工事は整地のみのため、土砂の流出・崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然流下します。水利権はありません。許可基準は、第 3 種農地の許可要件に該当します。事務局の説明は以上です。担当の推進委員さんからは、本案件は、無断転用ですが、始末書も添付されており、現地に関しては問題ない旨の意見書をいただいています。事務局としても、無断転用については問題ですが、始末書からは、農地法に対する知識が不足しており、悪意がなかったことが確認でき、また、周囲への営農に支障をきたすことが予想されないことから、現地に関しては問題ないと思われます。以上です。

議 長：事務局からの説明、また、担当推進委員さんからも追認案件で遺憾であるが始末書も添付されており、正規の手続きを行っておれば許可のできない農地ではないとの意見がございました。それでは 5 条の 8 番についてこれより意見等求めたいと思ひます。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思ひます。5 条の 8 番について賛成される方の挙手を求めたいと思ひます。（挙手全員）全員賛成ということで許可相当とします。次に 5 条の 9 番について説明をお願いします。

事務局：5 条の 9 番について説明いたします。地図の 17 ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地の畑です。駐車場用地としての用途による申請です。譲受人の自宅敷地には来客用駐車スペースがないため、路上駐車している状況です。そのため、自宅前の申請地を来客用（子供用他）として利用する計画です。申請地では、来客用 1 台分の駐車スペースを設けます。造成工事は整地のみのため、土砂の流出・崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は、第 2 種農地の許可要件に該当します。事務局の説明は以上です。担当の推進委員さんからは特に問題ない旨の意見書をいただいております。以上です。

議 長：事務局からの説明、また担当推進委員さんからも「特に問題なし」との意見がございました。それでは 5 条の 9 番についてこれより意見等求めたいと思ひます。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思ひます。5 条の 9 番について賛成される方の挙手を求めたいと思ひます。（挙手全員）全員賛成ということで許可相当とします。これで農地法第 5 条の 9 件について審議を終わります。それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思ひます。議案第 1 号農地法第 3 条の 4 件につきましては許可したいと思ひます。議案第 2 号農地法第 4 条の 5 件、議案第 3 号農地法第 5 条の 9 件につきましては本委員会としては、許可相当として県知事の方に意見を進達したいと思ひます。それではここで一旦休憩といたします。再開は 16 時再開したいと思ひます。

(休憩)

議長：それでは再開したいと思います。ただ今よりその他の議案農用地利用集積計画案についてを議題といたします。農政課お願いします。

農政課：農政課木本です。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめていただいたものを農用地利用集積計画案として作成しましたので審議をお願いします。今回の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は30件となっています。お手元の農用地利用集積計画案をご覧ください。表紙裏の一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間5年が19筆で18,333㎡。契約期間10年が7筆で22,084㎡。契約期間15年が1筆で2,169㎡。契約期間20年が3筆で2,457㎡となっております。これらを合計しまして全30筆で45,043㎡となります。なお、各契約の詳細につきましては次ページ以降に掲載しておりますのでご確認をお願いします。また、利用権の設定等を受ける者が公社の分につきましては、農地中間管理事業を通しておりますので、後程、農用地利用配分計画案にて説明いたします。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまますので、ご審議の程よろしくご願ひいたします。

議長：ただいま農政課より農用地利用集積計画案について説明がございました。これより質問等受けたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）ないようにございますので、農用地利用集積計画案について取りまとめたいと思います。賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思ひます。続きまして利用権設定の推進についてお願いということで農政課お願いします。

農政課：利用権設定の推進について、毎月満期が到来する利用権の再設定の推進と新規の掘り起こしをお願いしております。満期到来者分については該当する推進委員の方へリストをお渡ししておりますので、相談等を受けた場合はご助言の程よろしくご願ひいたします。また、今回の利用権設定用紙の提出締切りは1月16日といたします。書類の提出につきましては農政課または各振興局になりますのでご助言の程よろしくご願ひいたします。なお、設定用紙が必要な場合はお届けいたしますのでご連絡をいただきますようご願ひいたします。以上よろしくご願ひいたします。

議長：今月の締め切りは1月16日となっておりますのでよろしくご願ひいたします。続きまして農用地利用配分計画案について農政課より説明をお願いします。

農政課：農政課の首藤です。お手元の農用地利用配分計画案に沿って説明させていただきます。2枚目が集計表となっておりますのでご覧ください。今月の案件は令和5年3月1日開始分25件になります。内訳としまして契約期間5年のもの、更新で登記地目田1筆745㎡。契約更新で登記地目田18筆で17,588㎡。契約期間10年のもの、新規で登記地目田1筆2,169㎡。契

約期間 20 年のもの、新規で登記地目田 1 筆 1,945 m²、更新で登記地目田 1 筆 512 m²。以上合計 25 筆、面積が 26,975 m²となっています。詳細につきましては農用地貸付調書を添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長：ただいま農政課より農用地利用配分計画案についての説明がございました。どなたか意見等ございましたら挙手をもってお願いします。ございませんか。（ありません、の声あり）ないようですので取りまとめたいと思います。農政課より提出された農用地利用配分計画案について特に意見がないということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）挙手全員ということで、農用地利用配分計画案についての意見は特になしということとします。それでは続きまして、非農地証明願についてを審議いたします。1 番についてですが、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明及び担当推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事務局：それでは非農地証明願 1 番の説明をいたします。申請地の現地調査は 12 月 1 日に担当区の清田推進委員と事務局 2 名で実施しました。申請地は、佐伯市大字鶴望の 1 筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は平成 11 年に住宅の進入路用地として、5 条申請の許可が出ております。今回相続するに当たり、地目変更登記が出来ていないことに気づいたための申請になります。現況はスクリーンに映し出しているとおりの状況です。よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第 2 の 5 に該当します。なお、地元推進員さんからは特に問題なしとの意見をいただいております。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：ただいま事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございましたのでこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで、承認したいと思います。続きまして、2 番について事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは非農地証明願 2 番の説明をいたします。今回申請地の調査は、地元推進員の提出案件でありますので、長島町に事務所のある山田農業委員さんに依頼し、12 月 5 日に山田農業委員と事務局 2 名で実施しました。申請地は佐伯市宇二丁田の一筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は、昭和 38 年に現所有者の父親が養豚業を行うため、豚舎を建築しております。現在養豚業は廃業しておりますが、コンクリート基礎の豚舎がそのまま残っています。現況はスクリーンに映し出しているとおりの状況で、20 年以上が経過しております。この土地を、農地に復元するには、経済的な損失を考慮すれば、困難な状況であると思われれます。よって、本申請地は、非農地証明書発行基準要領第 2 の 5 に該当します。審議のほどよろしく申し上げます。担当委員から特に問題なしとの意見をいただいております。

議 長：ただいま事務局からの説明、また担当委員さんからも特に問題なしとの意見がございまし

た。これより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで、承認したいと思います。続きまして、3番について事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは非農地証明願3番の説明をいたします。申請地の調査は12月1日に担当区の三又推進委員と事務局2名で実施しました。申請地は、佐伯市鶴見大字吹浦の1筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は平成15年頃から耕作状態になり、樹木等が自生し、また、自然災害で裏山の石ころ等が流出しております。現況はスクリーンに映し出しているとおりの状況で、この土地を農地に復元するのは、所有者も高齢化しており、周囲の状況から考慮しても、生産性がなく、困難と思われます。本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の4に該当します。なお、地元推進員さんからは特に問題なしとの意見をいただいております。審議のほどよろしくをお願いします。

議長：ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。次に4番について説明をお願いします。

事務局：それでは非農地証明願4番の説明をいたします。申請地の現地調査は12月1日に担当区の清田推進委員と事務局2名で実施しました。申請地は、佐伯市鶴岡町の1筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は昭和56年に住居を隣接地に新築したため、建物を取壊し、現在は通用路及び駐車場として利用しております。現況はスクリーンに映し出しているとおりの状況です。よって、本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当します。なお地元推進員さんからも特に問題なしとの意見をいただいております。審議のほどよろしくをお願いします。

議長：ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。次に5番について説明をお願いします。

事務局：それでは非農地証明願5番の説明をいたします。申請地の調査は、12月19日に担当区の亀山推進員と事務局2名で実施しました。申請地は、佐伯市大字狩生の一筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は前登記名義人が、農地法の知識がなく、平成元年に、1862の位置から分筆し、住宅を建築し、住居として利用しています。今回、相続をした際に、地目が畑であることが判明し、この申請に至っております。この土地を農地として復元するには困難な状況であると思います。現況はスクリーンに映し出している

おりの状況です。よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当します。
なお地元推進員さんからは、特に問題なしとの意見をいただいております。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。それでは取りまとめたいと思います。非農地証明願の5件につきましては、承認したいと思います。これにて全ての議案が終了いたしました。それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

17番委員：以上をもちまして、令和5年度第1回佐伯市農業委員会を終了いたします。皆さんお疲れ様でした。

（16時15分閉会）